

檢 査 E
0010
7

第十一回婦人週間全国婦人会議用資料

「集団と個人」に関する参考資料

栃木県
婦人少年室
第 34 号
34.11.9

労働省婦人少年局

婦
人
局

は し が き

集団との関係における婦人の自主性の確立を目標とし、集団における個人の自由と責任を強調事項として、第十一回婦人週間を開催するにあたり、それらに關係のある資料を、婦人の家庭生活、社会生活の面に分けて、既存の資料に基いてまとめました。

なお、参考として、憲法および世界人权宣言の中の国民―個人―の自由と責任に關係のある条文の抜萃を添えました。

昭和三十四年三月

労働省婦人少年局

目次

一、	集団と個人に関する資料	1
----	-------------	---

(一)	家庭生活	1
-----	------	---

(二)	社会生活	5
-----	------	---

二、	日本国憲法および世界人权宣言よりの沿革	14
----	---------------------	----

社会の最も基礎的な集團としての家庭における婦人の態度についてみました。

才一表 結婚したい相手が親に反対された場合はどうしますか。

	総 数	未婚者	有夫者	死離別者
総 数	100%	100%	100%	100%
親の意見に従う	42.5	36.3	42.7	46.1
本人の自由だから反対を押し切って結婚する	27.3	30.0	28.0	22.5
そ の 他	9.4	17.3	8.5	7.1
わからない・無回答	20.8	16.4	20.8	24.3

婦人少年局「婦人の地位についての調査」 昭和30年11月

注 調査対象者満20才以上の女子 2000人(全国)

① 結婚の相手の選び方

婦人少年局調査によると、(三〇年十一月)

結婚したい相手が親に反対された場合

親の意見に従うと答えたものは四三%で、反対を押し切つて結婚すると答えたものは二七%より多くなつています。

配偶関係別にみると、未婚者は「反対を押し切つて結婚する」と答えたものが、有夫者、死離別者にくらべて、いくぶん多くなつています。(才一表)

②

家業の運営計画への参加

オ 2 表 家業の運営計画にどのくらいたずさわっていますか

	総 数	未婚者	有夫者	死離別者
総 数	100 %	100 %	100 %	100 %
主になつてやっている	21.7	7.4	17.3	53.7
いつも相談をうけている	49.0	34.6	54.4	27.6
時によつては相談をうける	19.2	30.8	20.1	7.5
まったくたずさわっていない	6.5	21.0	5.0	6.0
無 回 答	3.7	6.2	3.2	5.2

婦人少年局「婦人の地位についての調査」昭和30年11月

注. 調査対象者 満20才以上の女子2,000人(全口)

家族従業者、自営業の婦人について、家業の運営計画への参加状況をみると、大多数の主婦(有夫者と二%、死離別者八%)が主になつてやっています。かゝる相談をうけています。また、たずさわっていないものも、妻の場合でも五%みられます。(オ二表)

③

家計の運営計画への参加

オ 3 表 家計の運営計画にどのくらいたずさわっていますか

	総 数	未婚者	有夫者	死離別者
総 数	100 %	100 %	100 %	100 %
主になつてやっている	42.3	11.0	45.8	49.9
いつも相談をうけている	30.7	20.7	34.5	20.5
時々相談をうける	14.0	28.7	11.6	12.2
まったくたずさわっていない	9.7	26.2	5.9	13.8
該当せず・無回答	3.4	13.4	1.7	3.0

婦人少年局「婦人の地位についての調査」昭和30年11月

注. 調査対象者 満20才以上の女子2,000人(全口)

家計の運営計画にどの程度婦人がたずさわっているかをみると、主婦の場合でも主になつてやっています。数足らずで、主婦の役わりである家計の運営にまったくたずさわっていないものも、約六%みられます。(オ三表)

表 4 あなたは自分のものを買ったり、自分で自由に使える
コヅカイをもっていますか？

	もっている	時々もっている	もっていない	無 回 答	計
東 京	46	13	40	1	100
藤 沢	45	5	49	1	100
田 沼	41	17	42	—	100
平 磯	59	8	33	—	100

労働省婦人少年局「主婦の生活と意見」(31年11月～12月)

注. 調査対象地は、東京、神奈川、山梨、茨城の四県。
調査対象者は、夫のいる婦人1040人。

主婦が自分で自由に使えるこずかいをどの程度もっているかをみると、浜村地帯である茨城県の平磯では「もっている」ものの方が多く五九%ですが、東京、藤沢および農村地帯の田沼(山梨県)では、ほとんど同じような分布で、「もっている」と「もっていない」が四〇%各になつています。(表4)

(5)

夫婦の間で聞きたいラジオの番組がちがう時

表 5 表 ご主人が聞きたいラジオの番組とあなたの聞きたい番組とがちがうときに、どちらを聞きますか。

	主人の番組を聞けることが多い	主人と自分の番組を半々聞ける	自分の番組を聞けることが多い	他	計
東京	55	21	9	15	100
藤沢	58	13	7	22	100
田富	61	22	3	14	100
平磯	68	15	3	14	100

学術省婦人少年局「主婦の生活と意見」(21年11月~12月)

注 調査対象地は、東京、神奈川、山梨、茨城の四県
調査対象者は、夫のいる婦人1040人。

夫婦の間で聞きたいラジオの番組がちがう場合、どちらを聞けるかということについては、東京、藤沢、田富、平磯の四地点ともそれほど大きな差はなく、いずれも「主人の番組」が六〇%前後で、「主人と自分が半々」というのが一〇%から二〇%台、「自分(妻)の番組」をかけるものは一〇%以下ですが、市のほうが村よりやや妻の番組をかけるものが多いという傾向がみられます。(才五表)

職場、団体、市民社会等、家庭外の生活の場における婦人の自主性や集団に対する考え方について、主として男子との比較においてみました。

① 職場でのぞまれている課長の型

統計数理研究所の調査（三三年十月～二月）によると、オ四表にみるように、「規則をまげてまで、無理な仕事をさせることはないが、仕事以外のことで人へのめんどろを見ない課長」と「時には規則をまげて無理な仕事をさせることもありますが、仕事以外でも人のめんどろをよく見る課長」とどちらに使われるのがよいと思えますかとの質問に対して、後者の「無理をさせるが、仕事以外でも人のめんどろをよくみる課長」に使用

オ四表 ある会社によつてのようは
2人の課長がいます。もしあなたが
使われるとしたら、どちらの
課長につかわれる方がよいと思
いますか？ どちらが一つあげ
て下さい

- (イ) 規則をまげてまで無理な仕事をさせることはありませんが、仕事以外のことで人へのめんどろを見ません。
(ロ) 時には規則をまげて、無理な仕事をさせることもありますが、仕事以外でも人のめんどろをよく見ます。

	男	女
総 数	100%	100%
無理もさせずめんどろはみない	18	12
無理をさせるがめんどろをみる。	75	79
そ の 他	1	1
わからない	6	8

資料出所 国民性の研究（統計数理研究所）昭和33年10月～11月
注 調査対象は20才以上の男女合わせて約1000人（全国）

われないと答えたものが圧倒的に多くなっています。とくに、女子は「無理をさせるが仕事以外でも人のめんどうをよくみる課長」に使われたいと答えているものが男子より多くなっています。

② 婦人の社会活動

戦前は、結婚した婦人は、家の仕事だけをしていればよいと言われていました。が、戦後は、職場や市民活動に参加するものが目につくようになりました。しかし、統計数理研究所の調査によれば、「結婚した女は家庭を守るべきですか、それとも世間に出て働くべきですか？」の質問に対して、「家庭を守れ」と答えているものが、男女ともに多く約七割です。「世間に出て働け」と答えているものは、いくぶん婦人に多く、九割（男子五割）となっています。（オ五表）

オ五表 結婚した女は家庭を守るべきですか、それとも世間に出て働くべきですか

	男	女
總 数	100%	100%
家庭を守れ	78	78
世間に出て働け	5	9
場合による	15	11
その他	1	1
わからない	1	1

資料出所 国民性の研究（統計数理研究所）昭和33年10月～11月
注 オ五表 注参照

表 6 田 体 に 入 っ た き っ け

	総 数		みんな入 ることになっ	すすめられ たから	自分からす んで	その他	不 明
	実 数	%					
婦 人 会	737	100%	60%	21%	16%	2%	0%
町内会婦人部	140	100%	73%	11	16	—	1
農協婦人部	191	100%	64%	13	8	12	2
有志 団 体	117	100%	—	42	34	5	19

婦人少年局「協同活動についての調査」昭和33年2月

注 調査対象者 20才以上の女子 2,000名 (全 国)

③

婦人団体等に入ったきっけ

婦人少年局調査(三三年二月)によると、団体に加入している婦人の数は近年非常に増加しています。が、団体に入ったきっけについてみますと、婦人会、町内会婦人部などの地域団体では「みんな入ることになっていいるから」というものが、六〇・七〇%で過半数を占め、「自分からすすんで」入ったというものは、八・一六%にすぎません。(表六)

④

役員・当番にあつた時ひきうけたか

「団体の役員や当番にあつたとき、ひきうけたか」ときいてみると、当つたものは、殆んどひきうけています(婦人少年局調査)ひきうけたもののうち、半分は「重荷でなかつた」と答えており、こゝとわつたものでも「家事が忙しくて出られない」ものが、半分です。(表七)

⑤

婦人同志の会の運営

婦人少年局が昭和三〇年三月に東京都区内の

婦人を対象に実施した調査によると、「婦人同

士の会」は、と答える人が多く、

「うん、います」が、「あなにもそう思いますか」と

質問に対して五六%のものが「そうは思わない」と

答えています。しかし、「うまくゆかぬこと」が多

いと思う」と答えているものも少くはなく、四割

オ7表 団体の役員や当番にあたったとき、みきうけましたか。

総 数		100%
みきうけた	小 計	46.7
	大へん重荷だった	8.2
	少し重荷だった	14.2
	重荷でなかった	23.2
	その他	1.1
こわった	小 計	6.0
	めんどうだったから	0.2
	自分の能力ではできそうもなかったから	1.7
	家事が忙しくて外に出られなから	3.3
	家族が反対したから	0.1
その他		0.7
当ったことがない		47.0
無 回 答		1.3

オ8表 世間では「婦人同志の会」はとくうまくゆかぬことが多いという人もいますがあなにもそう思いますか

婦人少年局「婦人の地位についての調査」昭和30年11月

注 オ6表 注参照

総 数	100%
うまくゆかぬことが多いと思う	40
そうは思わない	56
わからない	4

婦人少年局「婦人の社会的関心に関する世論調査」昭和30年3月調

注 調査対象は東京都区内20才以上の女子500人

⑥

を占めています。(オハ表)

選挙に対する態度

一番身近な地域社会である市町村の選挙について候補者選抜の態度を公明選挙連盟調査(三三年一月)によってみると、婦人の場合、誰にも相談せずに「自分だけで判断して決定する」という者が三五%、「最終的には自分でさめるけれども人の意見も参考にすると」という者が五〇%で男子にくらべると、「人の意見を参考にすると」という者が多く、

オ 9 表 - A

市(町村)長及び市(区、町、村)会議員選挙の候補の並び方についてですが、候補者を選ぶときに誰にも相談せずに自分だけでさめることが多いですか、それとも人の意見を参考にすることが多いですか。

	男	女
総 数	1000/0	1000/0
自分だけでさめる	55.2	34.5
人の意見も参考にする	39.3	49.6
殆んど人の意見	2.1	10.0
一概にいえない	2.4	3.1
不 明	0.9	2.8

公明選挙連盟「公明選挙の実態」

昭和33年10月

注 調査対象者満20才以上の男女3000人(全国)

オ 9 表 - B

衆議院議員選挙ではどうですか

	男	女
総 数	1000/0	1000/0
自分だけでさめる	55.4	30.2
人の意見も参考にする	39.2	51.5
殆んど人の意見	1.8	11.7
一概にいえない	2.5	3.1
不 明	1.1	3.5

公明選挙連盟「公明選挙の実態」

昭和33年10月

注 オ 15 表 - A 注参照

「自分だけできめるもの」が男子よりも約二割少くなっています。また、「殆んど人の意見」によっているものが婦人の一割ですが、男子は二・一割にすぎません。家議院調査総選挙の場合にも大体同様の傾向がみられます。（オ九表）

統計数理研究所の調査（三三年一〇月—一二月）によれば、次の表に示したとおり、「家族や国家を中心とする生活」と「個人を中心とする生活」とどちらがよいと思えますかとの質問に對して、男女とも約半分のものは、前者「家族・国家を中心とする生活がよい」と答えています。「個人を中心とする生活がよい」と答えているものは、女子の約三割で、男子の約四割にくらべると、その割合が少なくなっています。

日本人は終戦前は、家族や国家を中心とする生活をしてきましたが、戦後は個人を中心とする生活をするようになったと言われています。あなたはどちらがよいと思いますか？

	男	女
総数	12040	10040
家 国家を中心とする生活がよい	51	52
個人を中心とする生活がよい	40	31
その他	4	4
わからない	5	13

資料出所 国民性の研究(統計数理研究所)

昭和33年10月～11月調査
調査対象は20才以上の男女両わせて全国
約1000人

公の利益と個人の権利との関係についての見方
今日の日本で「公の利益のために、

個人の権利が軽んぜられていることが多い」か、「個人の権利のために公の利益が無視されていることが多い」かどうか聞いたところ（前掲統計数理研究所調査）前者の方が多いと答えているものが、後者より多くなっています。男子にくらべると婦人は、どちらにせよ、はつきりとした意見をおべているものが少く、「わからない」と答えているものが男子よりかなり多くなっています。（オ―表）

オ 11 表 現在、日本では次のどちらが多いと思いますか？

- ㊦ 公の利益のために、個人の権利が軽んぜられていることが多い
㊧ 個人の権利のために公の利益が無視されることが多い。

	男	女
総 数	100	100
公益のため個人の権利が軽視	40	35
個人の権利のため公益が無視	33	26
時と場合による	11	6
その他	1	0
わからない	15	33

資料出所 国民性の研究（統計数理研究所） 33年 10月～11月調

注 オ9表 参照

②

世のしきたりに対する考え方

「あなたは自分が正しいと思えば、世の中のしきたりに反してもそれをおし通すべきかと思いませんか。それとも世間のしきたりに従った方がまちがいないと思いますか。の何に対して、婦人の四一%は、「従った方がよい」と答えており、「おし通すべきだ」と答えているものはいくぶん少く三八%です。男子は婦人と反対に、「おし通すべきだ」と答えているものが多く四八%で、「従った方がよい」と答えているものは二七%となっています。(オ二表)

オ 12 表 あなたは自分が正しいと思えば世のしきたりに反してもそれをおし通すべきだと思いますか。それとも世間のしきたりに従った方がまちがいないと思いますか。?

	男	女
總 数	100	100
おし通せ	48	38
従がえ	27	41
場合による	23	16
その他	1	0
わからない	1	5

資料出所 国民性の研究(統計数理研究所) 33年10月~11月調

注 オ 10 表 へ 注 参照

他人と一緒に仕事をする場合の金銭についての方
 同様に統計数理研究所調査から「友

人や隣近所の人と、お金を出しあって
 いっしょになにかをするとき、あなた
 が前に考えていた額より多少高い場合、
 あなたはどうしますか」との問に対し
 て、「お金のことは、はっきりさせる
 ために高すぎるという」と答えている
 ものは約六割で、「高いと思ってもお
 金のことはあまり言いたくないから
 まっている」とが約三割となっています。
 婦人は男子にくらべると、「高いとい
 う」ものが少く、「だまっている」も
 のがいくぶん多くなっています。

(オ一三表)

オ 13 表

友人や隣近所の人と、お金を出し合って、いっしょ
 に何かをするとき、あなたが前に考えていた額より
 多少高い場合、あなたはどのようにしますか。?

- (1) 高いと思っても、お金のことは余り言いたくないから、だまっている。
 (2) お金のことは、はっきりさせるために高すぎるという。

	男	女
総 数	100	100
(1) だまっている	30	33
(2) 高いという	62	57
その他	6	5
わからない	2	5

資料出所 国民性の研究(統計数理研究所) 33年10月~11月
 注 オ10表 注参照

二、日本国憲法および世界人权宣言よりの拔萃

(一) 日本国憲法（拔萃）

オ十二條 この憲法が国民に保障する自由及び權利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

オ十三條 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

オ十八條 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

オ十九條 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

オ二十條 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

オ二十一條 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲はこれをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

オ二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有

する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

オ二十三條 学問の自由は、これを保障する。

オ二十四條 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、居住の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の尊嚴と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

オ二十六條 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に依じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。

義務教育は、これを無償とする。

オ二十七條 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労條件に關する基準は、法律でこれを定める。

オ二十八條 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

オ二十九條 財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な保障の下に、これを公共のために用いることが出来る。

第三十條 国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(二) 世界人权宣言(抜萃)

一九四八・一二・一〇 国際連合
第三回総会において採択

第一條 すべての人間は、生れながらにして自由であり、尊厳と権利とにおいて平等である。人間は、理性と良心とを与えられており、互に同胞の精神をもつて行動しあわねばならない。

第二條 人はすべて、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的または社会的出身、財産、門地その他の地位のいかんにかゝらず、この宣言にかかげられているすべての権利と自由とを享有する。

第三條 さらに、ある個人の属する国家または地域が、独立しているとか、信託統治下にあるとか、非自治領であるとか、その他の主権の制限の下に置かれているとかというような政治上、管轄下または国際上の地位の相違を理由として、その個の取扱に何人らの差別をも設けてはならない。

第四條 人はすべて、生命、自由および身体の安全に対する権利を有する。
第五條 何人も、奴隷にされたり、苦役に服せしめられたりすることはない。奴隷制度および

び奴隷売買は、いかなる形においても禁止される。

オ十二條 何人といえども、私生活や家庭や通信に対してほしいま、な干渉を受けたり、自己の名誉信用をき損されたりすることはない。人はすべて、そのような干渉やき損に対して、法の保護を受ける権利を有する。

オ十三條 人はすべて、国内において自由に移転し、住居を選択する権利を有する。

エ、人はすべて、自国を含むいずれの国からも立ち去る権利、および自由に帰る権利を有する。

オ十四條 人はすべて、迫害からの避難所を外国に求め、その保護を享有することができ、

エ、この権利は、政治的意味を含まない犯罪、または、国際連合の目的や原理に反する行為だけのゆえに行われる前追の場合には、援用され得ない。

オ十六條 成年に達した男女は、人種、国籍または宗教のいかんにかかわらず、婚姻する権利、および家庭をもつ権利を有する。男女は、婚姻するにあたって、婚姻の継続中も、また、婚姻を解消する場合にも、平等の権利を有する。

エ、婚姻は、婚姻を取り結ぼうとしている当事者たちの、自由で完全な合意のみに基いて成立する。

オ、家庭は、自然な、そうして基本的な社会構成の単位であって、社会および国家によって保護せられる権利を有する。

オ十八條 人はすべて、思想、良心、および宗教の自由を享有する権利を有する。この権利

は、自己の宗教や信仰を変える自由、および单独で、もしくは他人と共同して公的に私的にも、自己の宗教や信仰を布教、行幸、礼拝および儀式を通じて表明する自由を含む。

第十九條 人はすべて、意見および発表の自由を享有する権利を有する。この権利は自己の意見について干渉を受けないという自由、および、あらゆる手段によりかつ、国境によつて妨げられることなく情報や思想を求めたり、入手したり、伝えたりする自由を含む。

第二十條 人はすべて、平和的集合および結社の自由を享有する権利を有する。

二十一條 何人も、一定の結社に属することを強制されない。

二十二條 人はすべて、直接に、もしくは自由に選ばれた代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

二十三條 人はすべて、ひとしく自国の公務につく権利を有する。

二十四條 人民の意思は、政治権力の基礎である。人民の意思は、定期のそして純正の選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、普遍平等の選挙権により、秘密投票をもつて、もしくは、それと同等の自由な投票手続をもつて行われなければならない。

二十五條 人はすべて、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有する。人はすべての国家の努力および国際間の協力により、かつ、各国の組織および資源に応じて、人間としての尊厳を維持するために必要であり、自己の人格を自由に発達させるために欠くことのできない、経済的、社会的および文化的の権利を実現する資格を有する。

二十六條 人はすべて、勤労に従事し自由に職業を選び、公正で有利な勤労の条件を与え

られ、失業に對して保護を受ける権利を有する。

二 人はすべて、全く無差別に、同等の勤勞に對して同等の報酬を受ける権利を有する。

三 勤勞に従事するすべての人は、自己と自己の家族とが人間の尊嚴に値する生活を営むに足りるだけの、公正で有利な報酬を受ける権利を有する。この権利の保障は必要に応じて、それ以外の社会的保護手段によつて補足されなければならない。

四 人はすべて、自己の利益を保護するために、労働組合を組織し、かつこれに加入する権利を有する。

オ二十四條 人はすべて、休憩と余暇とをもつ権利を有する。それには、労働時間の合理的な制限と、有給の定期休暇とが含まれる。

オ二十六條 人はすべて、教育を受ける権利を有する。

教育は、すくなくとも初等の基礎的な段階においては、無料で行われなければならない。初等教育は義務教育であることを要する。技術教育および職業教育はだれもがひろく受けることができ、高等教育を受ける機会もまた、成績に応じて、すべての人の前に均等に開かれていなければならない。

六 教育は、人格の完全な発達と、人権および基本的自由に対する尊敬心の強化とを目標としなければならない。教育は、すべての国々およびすべての人種の間には宗教的集團相互の間の、理解と寛容と友好關係とを高め、平和の確保のための国際連合の活動を促進することによって後立たなければならない。

3. 両親は、子供に与えられるべき教育の種類を選択する優先的な権利を有する。

オニ十七條 人はすべて、社会の文化生活に自由に参加し、芸術を鑑賞し、科学の進歩とそのもたらす福利とにあずかる権利を有する。

エ 人はすべて、自己の創作した科学的、文学的または美術的作品から生ずる無形および有形の利益の保護を受ける権利を有する。

オニ十八條 人はすべて、この宣言にかかげられている権利と自由とが完全に実現せられるような、社会秩序および国際秩序を享有する権利を有する。

オニ十九條 人間は、社会においてのみ人格を自由に、そうして十分に発達させて行くことができる。したがって、人はすべて、その属する社会に対して義務を負う。

2. 人はすべて、自己の権利および自由を行使するにあたって、法律の規定している制限のみに従う。これらの制限は、他人の権利と自由とを正しく承認し、尊重することを保障し、かつ、民主主義社会における道徳と公の秩序と一般の福祉とが正当に要求するところになうということだけを目的として、設けられる。

3. これらの権利と自由とは、いかなる場合にも、国際連合の目的と原理とに反するようなしかたで行使されてはならない。



